



## THE REPORT OF THE MIE DENTAL ASSOCIATION

# 三 重 県 歯 科 医 師 会 報

### ◆第67回全国学校歯科医協議会

「歯科保健から見た児童虐待〜学校歯科医の関わり〜」  
「児童虐待予防〜三重県歯科医師会10年の歩み〜」

### ◆平成29年度第1回医療管理講習会

◆愛知学院大学歯学部附属病院との医療連携講演会

◆第6回医科・歯科連携推進人材養成研修会

◆日歯／医療安全研修会・医療事故調査制度研修会



公益社団法人  
三重県歯科医師会  
<http://www.dental-mie.or.jp/>

2018  
**23**  
No. 690

第67回全国学校歯科医協議会 .....	1
愛知学院大学歯学部附属病院との医療連携講演会 .....	4
平成29年度第1回医療管理講習会 .....	8
都道府県歯医療安全担当理事連絡協議会／医療安全研修会・医療事故調査制度研修会 .....	12
第6回医科・歯科連携推進人材養成研修会 .....	13
平成29年度地域口腔ケアステーション対応力向上研修（第3日目） .....	14
第3回歯科医師認知症対応力向上研修 .....	14
第5回全国共通がん医科歯科連携講習会 .....	15
第70回三重県公衆衛生学会 .....	15
平成29年度第11回理事会（大杉副会長が中医協の議論について詳しく報告） .....	16
平成29年度第4回郡市会長会議（「三重スポーツデンティスト」養成へ） .....	18
平成29年度第12回理事会（田所会長が平成30年度事業計画の基本方針示す） .....	22
医療管理	
（ ・ 生命保険契約について契約者変更があった場合の税務の取扱い ） （ ・ 平成30年度歯科助手講習会について ） .....	24
<hr/>	
12月・1月会務日誌 .....	26
会員消息／新入会員プロフィール .....	27
障害者歯科センター診療状況 .....	28
告知板（第73回東海4県歯科医師親善ゴルフ大会のご案内） .....	29
会員の広場（第27回三重県歯科医師囲碁大会 名張市で開催） .....	30
互助会の現況 .....	31
協会けんぽ三重支部の加入者・事業主の皆さまへ .....	31
国保組合の現況 .....	32
編集後記 .....	33

# 第67回 全国学校歯科医協議会

平成29年11月16日（木）  
三重県総合文化センター

11月16日（木）、三重県総合文化センター多目的ホールで三重県歯主催・日本学校歯科医会共催による第67回全国学校歯科医協議会が開かれた。冒頭、三重県歯・田所 泰会長と日本学校歯科医会・川本 強会長がそれぞれを代表し挨拶。次いで文部科学大臣表彰受賞者の紹介が行われた。その後、講演に移り、最初に子ども虐待防止歯科研究会・森岡俊介副会長が「歯科保健から見た児童虐待～学校歯科医の関わり～」と題して、▽子ども虐待の現状▽被虐待児の口腔内▽学校歯科医の役割▽被虐待児に対する歯科の役割ーについて解説し、被虐待児の発見に歯科が大きく貢献できることを強調した。続いて三重県歯・羽根司人副会長が「児童虐待予防～三重県歯科医師会10年の歩み～」と題して、10年前の歯科医師向けのマニュアル作成から三重県の児童相談所での歯科健診・歯科保健指導の現状について説明した他、MIES（要保護児童スクリーニング指数）の活用について紹介。虐待を予防するためには0歳以前からの関わりが必要で、妊婦歯科健診の時点からそうした視点を持つべきであると訴えた。

（理事・伊東 学 記）

## 歯科保健から見た児童虐待～学校歯科医の関わり～

子ども虐待防止歯科研究会・森岡俊介副会長



### 子ども虐待の現状

我が国では出生数が減少しているにもかかわらず、子どもの虐待が年々増加しており、平成28年度には全国の児童相談所での児童虐待相談対応件

数は過去最多の122,578件となっている。虐待による死亡事例は19年度がピークでその後やや減少しているとはいえ、現在も年間で50人ほどの子どもが亡くなっており、特に0歳児の死亡事例が多い。近年、虐待の定義が変化しつつあり、10年ほど前の統計では身体的虐待の割合が多かったが、現在は心理的虐待の占める割合が増加している。親等が子どもの前で暴力をふるう面前ドメスティックバイオレンス（DV）も心理的虐待の一つである。虐待の加害者は、子育てに一番関わりの深い母親が最も多い。虐待の大きな要因としては、①経済的貧困 ②ひとり親 ③育児能力の不足一等が挙げられる。育児能力の不足とは、親の精神障害や、親自身が過去に虐待を受けていたこと等も関

係が深いとされている。虐待は、子どもの成長に大きな影響を及ぼすとされ、脳は本来、3歳から小学校低学年で活発に発育するが、この時期に虐待を受けるとそれが阻害されてしまう。その結果、言語能力や運動能力が低下し、精神障害を来すこともある。子どもが身に付ける重要な能力として社会性と人間関係があり、幼児期に適切な環境や経験がないとこれらを身に付けることができない。脳が臨界期である子どもの時に、童話の読み聞かせや道徳教育を行うことにより、社会の仕組みを獲得することが大切である。

身体的虐待を受けた子どもの身体的課題としては、①身体的外傷の後遺症 ②発育等の問題（成長障害、体温調節等生物学的統制の問題、皮膚の荒れ・姿勢の悪さ・不器用さ）③神経生理学的問題がある。虐待を受けた子どもは、身体に対する脳の体積が小さく、脳領域の体積も小さい。

また、乳児期に虐待を受けると、社会に対する安心感と信頼が不足し、愛着形成がうまく育たない子どもになる。さらに、幼児期に虐待を受けると基本的な生活習慣（集団生活）が獲得できず、衝動の制御困難、感情の調整困難、人格の統合過程の阻害が起こる。

### ■ 被虐待児の口腔内

8020運動をはじめとする歯科保健の推進により、国民の歯科保健に対する意識が高まり、子どものう蝕罹患率やう歯数は減少傾向にあるが、被虐待児においても同様の傾向は認められる。ただし、厚生省が発表している平均う歯数を見ると、乳歯・永久歯列において被虐待児はほぼ倍になっている。また、う蝕処置率には大きな差異が認められ、特にネグレクトの被虐待児は2～3割しか歯科治療を受けていない。全くむし歯のない被虐待児もいるが、多数歯う蝕や、う蝕の本数が少なくても放置されている場合は要注意である。

### ■ 学校歯科医の法的な役割

「児童福祉法」「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」「学校保健安全法」には、児童

虐待に関する学校歯科医の法的役割が明記されている。児童福祉法においては「学校歯科医は非常勤の教職員」という立場だったが、29年6月の改正により情報提供に努めるべき職種に歯科医師が追加されるとともに、「学校関係者と学校医、学校歯科医、学校薬剤師が相互に連携を図りながらより一層協力できる体制を整備すること」との附帯決議も行われた。併せて児童虐待防止法も改正され、第4条（国及び地方公共団体の責務等）の2、第5条（児童虐待の早期発見等）、第13条（資料又は情報の提供）の4に歯科医師が追記されている。

文部科学省は既に22年3月に「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」と題した通知を発出し、その中で、（歯科検診等を通して）「（いわゆるネグレクト）を早期に発見しやすい機会であることに留意する」「児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期対応の観点から通告を行う」等の対応を求めている。

### ■ 歯科の役割

児童虐待への対応は予防、早期発見さらには事後措置が必要であり、診療の現場での歯科医師や歯科衛生士の対応が重要と考えられる。虐待予防では診療室や母親学級等の場で歯科治療の観点だけでなく、①自らの親としての体験や経験を通じて子育てに関わる情報提供 ②歯の萌出・交換に合わせた食育の手助け ③かかりつけ医として家族関係・経済状況等を把握したうえでの育児に対する支援が必要となる。早期発見では歯科検診や歯科治療の場で口腔内状況からその原因を考え、受診状況等から要保護児童の存在に気付くことが重要である。事後措置としては、ネグレクト等による被虐待のために悪化した口腔内状況の改善、歯と口の健康を通じての自己管理方法の指導と管理、子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、被虐待児及び家族を定期健診することによって見守り機関としての役割を果たすことが必要である。



## 児童虐待予防～三重県歯科医師会10年の歩み～

三重県歯科医師会・羽根司人副会長

### ■ 三重県の虐待予防の取組み

平成17年に三重県内2か所の児童相談所の一時保護所に入所している小学校1～6年生の57名と、対照者として県内小学生198名の口腔内診査を行ったところ、要保護児童ではう蝕経験者率が高く、処置率が極端に低いという結果が得られた。それを踏まえて、18年に『歯科医の立場からの児童虐待防止と子育て支援』と題した県歯会員向けのマニュアルを作成・配布した。これ以前には虐待等の疑いについて学校等へ通報した会員はなかったが、マニュアル作成から1年後の調査では3件の報告があり、27年の調査では、累積で70件に及ぶ通報があったことが確認されている。

三重県では児童相談所が北勢と中勢の2か所あり、20年から毎月、それぞれの相談所で歯科健診と歯科保健指導を行っている。この機会に初めて歯磨き指導を受ける児童も多く、彼らは新しい歯ブラシを手に、規則正しい歯磨きという生活習慣を身に付けて施設から退所していく。

### ■ 要保護児童歯科疾患実態調査の概要

要保護児童はう蝕になっている者の割合が高く、未処置歯が多い。児童相談所での歯科健診とアンケートの結果により、数項目の生活習慣（歯磨きや手洗い等）とう蝕の処置率から要保護児童をスクリーニングできる可能性が示唆された。そこで三重県では、50項目の生活習慣アンケートから有意差があったものを得点化し、要保護児童をスクリーニングする指数MIES (Maltreatment Index For Elementary Schoolchildren) を作成した。

MIESの有用性を検証するため、22年に655名の追加調査を行い、①生活習慣には問題がないが3本以上むし歯がある子どもと親 ②MIESでスクリーニングされた子どもと親—のそれぞれの

特徴を確認したところ、MIESでスクリーニングされた中で3名の親がネグレクトの可能性が示唆された。さらに25年に三重県内で30校(5,381名)を対象とした大規模調査を行ったところ、要保護児童スクリーニング指数が5点以下の児童は8.7%だった。22年の調査でも8.2%とほぼ同じ割合であり、MIESの再現性が高いことが確認された。

これまでの検証作業からMIESの特徴は、①調査対象の10%近くに見守りが必要と検出される ②検出されたうち20%近くが詳しい問診でも見守りが必要と判断される ③学校が問題ありと認識する児童の半数以上がMIESで陽性となる ④学校が意識しない見守りが必要な児童も発見できた—等が挙げられる。

現在三重県歯では、「児童虐待を予防する」という考え方に立っており、MIESについても、早期発見・早期治療ではなく、スクリーニングされた児童に早期介入し、行動変容を促す一次予防的なツールとして活用されるべきものと考えている。

### ■ これからの虐待予防

「医療ネグレクト」「デンタルネグレクト」等の言葉を耳にする機会も増えてきた。デンタルネグレクトとは、親や保護者が子どもの健全な成長に必要な歯科受診を意図的あるいは怠惰により行わないことを意味する。歯科疾患は生命の危機に直結することが少ないため、最も後回しにされやすい医療であり、貧困等の影響も受けやすい。むし歯が多い、処置率が低いという点だけに着目するのではなく、子どもの背景や食生活、生活習慣に目を向ける必要がある。家庭医として子どもの将来に関わっていくことはもちろんのこと、妊婦歯科健診の時点から、支援が必要な子どもたちに気付くことができる体制を整えたい。

# 愛知学院大学 歯学部附属病院との 医療連携講演会

平成29年11月30日（木）  
三重県歯科医師会館

11月30日（木）、三重県歯科医師会館で愛知学院大学歯学部附属病院との医療連携に係る講演会が開かれた。これは平成29年4月に三重県歯と愛知学院大学歯学部附属病院が締結した医療連携協定が今後円滑に機能することを期して企画されたもので、愛知学院大学歯学部附属病院 障害者歯科診療部の名和弘幸部長（小児歯科学講座・特殊診療科教授）が「地域と連携する診療部を目指して～私の考える障がい者歯科～」と題して講演。県歯会員を中心に86名が参集した。名和部長は、同病院の障害者歯科診療部では、協力性の低い患者の歯科処置に際し、行動変容法や笑気吸入鎮静法だけでなく、全身麻酔法を併用していること等を報告。歯科治療が可能となる年齢は、知的障害児（者）では、発達年齢で3～4歳が目安となることを示す一方で、う蝕予防にはより早期（3歳まで）に歯科が介入することが効果的であり、定期的な歯科受診等で歯科に慣れさせておくことが有効であると説いた。また、義務教育段階の児童の6.5%（確定診断を受けた3.6%を除く）が発達障害を有している可能性が指摘されており、内閣府の障害者白書でも、在宅の身体障害児（者）や知的障害児（者）は年々増加傾向を示しているため、一般の歯科診療所においても、こうした患者を診る機会が増えることが予想されるとし、1次、2次及び3次医療機関の障害者歯科医療ネットワークの構築が急務であると訴えた。

（理事・蛭川幸史 記）

## 地域と連携する診療部を目指して ～私の考える障がい者歯科～

愛知学院大学歯学部附属病院 障害者歯科診療部・名和弘幸部長



### 障がい児（者）の歯科治療の問題点

障がい児（者）の歯科治療の問題点は、患者との意思疎通を図ることが難しいことにある。不安感や恐怖心が、著しい体動や号泣を引き起こすことがあるし、障害の種類によっては不随意運動や原始反射が認められることもある。また、原因疾患によっては全身状態を把握しながらの治療が必要となる等、様々な制限が生じる。従って、障がい児（者）への対応としては、う蝕に罹患させないこ

とが最も重要であり、できる限り早く歯科が介入するとともに、保護者や介助者に口腔管理の大切さを伝えることが必要である。う蝕がない段階でも、早期に歯科を受診することで、歯科治療に慣れやすい環境を準備しておくことが望ましい。

就学前の障がい児のう蝕の罹患状況を健常児(定型発達児)と比較した研究では、2～3歳の間にう蝕が顕著に増加することが明らかになっており<sup>1)</sup>、3歳より前の歯科の早期介入が、う蝕予防に有効であることが分かる。豊田市こども発達センターの調査では、1～3歳の3年間に施設内の小児歯科で定期的に歯科検診を実施した4～6歳の「定期的歯科受診・障がい児群」(発達障がい児)は、4～6歳で施設内小児歯科に初診来院した「非受診・障がい児群」や「定型発達児群」に比較して、う蝕の罹患が明らかに減少している(図1)。

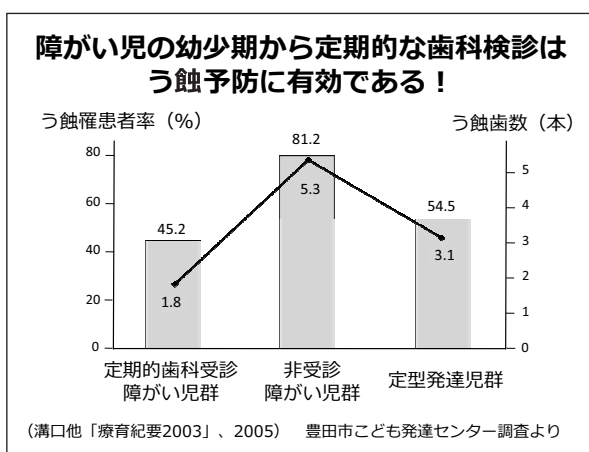


図1

さらに、乳歯と永久歯のDMF指数を比較すると、3歳児のDMF指数(う蝕罹患型)は永久歯のう蝕歯数と関連(正の相関)が強いことから<sup>2)</sup>、乳幼児期の歯科保健習慣は永久歯のう蝕予防の観点からも重要だと言える。

### 障がい児(者)歯科医療体制

愛知学院大学歯学部附属病院 障害者歯科診療部の初診患者のうち、発達障害である自閉スペクトラム症と精神発達遅滞が全体の72%を占めており、若い年齢で特にこの割合が高い(平成13年2月～27年12月、総数2,112名)。障がい児(者)に対する口腔管理はプロフェッショナルケアの継続が

必要なため患者の数は増加の一途にある。

一方、障がい児(者)の歯科医療体制は、1次医療機関の個人診療所(かかりつけ歯科医)、2次医療機関の口腔保健センターや障害者歯科センター、3次医療機関の病院歯科や歯学部附属病院に分類されており、1次医療機関では、定期検診や口腔保健指導を行う等、むし歯のない早い時期からの口腔管理が期待されており、万が一これらの対応が難しい場合には、2次・3次医療機関への遅滞なき紹介が推奨される。

3次医療機関である障害者歯科診療部では、薬物を応用した歯科治療の割合が高いが、基本コンセプトとしては、必要な歯科治療を早期に終え、地域に戻すことを目標としている。障害者歯科診療部の外来では、笑気吸入鎮静法(30%の笑気と70%の酸素ガスを吸入して鎮静状態を得る方法)がよく使用されているが、鼻呼吸ができることと、行動変容法と併用することが必須である。さらに、全身麻酔を使用した歯科治療も頻繁に行われているが、全身麻酔では心的外傷が残らないという利点はあるものの、麻酔科による術前検査等が要求されることや、対象患者が多いこともあり、数か月待ちの状況となっている。

### 障害者歯科における障がい児(者)への対応

定型発達(発達障害のない)の子どもの調査では、3～4歳を境に非協力者が激減するため、幼稚園頃が歯科治療開始の目安となる。障害のある子どもでは暦年齢ではなく発達年齢で判断するが、やはり3歳半が境界となる。

こうした幼児に歯科治療を行う際には、泣いたり暴れたりする等の拒否行動が、診療回避という(彼らにとっての)利得と結び付く経験等を通じて不適応行動が形成されることを避けなければならない。従って治療のために来院した場合には、非協力であっても何もせずに帰すことは避け、治療椅子に座って口を開ける等の簡単なことで構わないので、何か約束をしてそれを守らせるといった習慣を付けることを心掛ける。

また、歯科治療に対する経験や知識がないため

に、未知の事象への不安や恐怖に起因した不適応行動を取る場合には、行動調整を利用しながら、少しずつ不安を払拭し対応する。

障がい児(者)の歯科治療に応用される行動調整の方法は、▽行動変容法▽ネット等で体動を抑制する体動コントロール法▽精神鎮静法▽全身麻酔法—に分類され(図2)、代表的な行動変容法には、①シェーピング法 ②脱感作法 ③オペラント条件付け法 ④モデリング法—等がある。

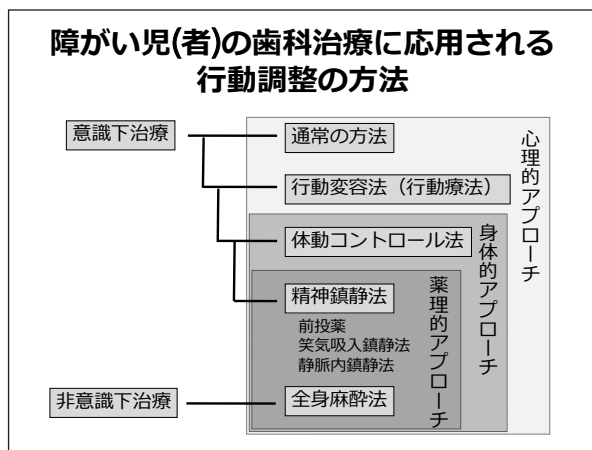


図2

(1) シェーピング法

スモールステップで少しずつ達成感を得ながら高度な治療へ導く方法。シェーピングの概念を用いたトレーニングでは、▽慣らしトレーニング▽予防トレーニング▽治療に向けたトレーニング—を経て治療へと発展させる。

(2) 脱感作法

弱い刺激から順次強いものへと段階的に刺激量を増やし慣れさせる方法で、系統的脱感作法とも呼ばれている。本来は「不安階層表」を作成して行うが、小児・障害者歯科では、現実脱感作であるTell-Show-Do法(TSD法)が代表的な技法として用いられ、鏡で治療を見せながら行う方法がよく知られている。

(3) オペラント条件付け法

正の強化因子として報酬、負の強化因子として罰を与える「飴とムチ」的方法。正と負の強化因子を操作し、偏りのある好ましくない行動を弱め、好ましい行動を引き出す方法で、段階的学習法を用いたトレーニング中に併用すると効果的である。

(4) モデリング法

他人の行動を観察、または模倣させることで、適応行動が取れるようにする認知行動療法。いわゆる「百聞は一見にしかず」的方法。直接的模倣と間接的模倣があるが、自閉スペクトラム症等、言葉での説明が難しい場合等に有効。

(5) フラッディング法

なかば強引に恐怖刺激の中に引き入れて体験させる方法。例えば、一時的に抑制した状態で診療を行っている患者に「無痛で不快のない治療」を体験させることで歯科治療に対する恐怖や過敏反応を除去し、適応行動を導く。

(6) 体動コントロール法

強制的な身体拘束と安全確保のための身体抑制に分けられる。事故防止の観点からは必要だが、繰り返し使用することは避け、適用は緊急的な場合に限定する。歯科治療時に心肺停止になった200症例のうち19例は、この体動コントロール中に起きていることから、窒息のリスクには細心の注意が必要である。

■ 管理のしやすい口腔へ

不正咬合が存在すると、自浄作用が十分には機能せず、食物片の残留と停滞が生じるだけでなく、口腔清掃が困難となるため、障害のある患者では歯科矯正治療も必要になる。障がい児に歯科矯正治療を行う場合には、予防矯正や抑制矯正の段階で早期介入することで管理しやすい状態にすることも効果的である(図3)。

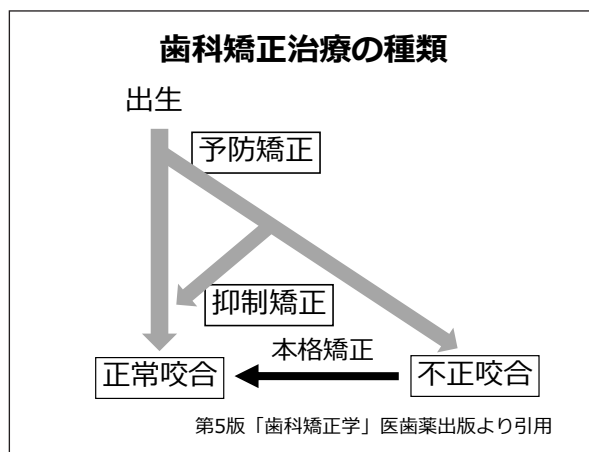


図3



現在、豊田市こども発達センター（療育施設）では年に2回、専門医による歯科矯正相談を行っているが、一般の患者と同様に「噛み合わせが逆」「前歯が出ている」「口が開いている」といった主訴があるため、希望者に対しては綿密な評価を行ったうえで、地域の開業専門医や大学病院歯科矯正科を紹介している(図4)。こうした取組みは、慣れ親しんだ場所で相談を行うことができるため、保護者を含め好評である。

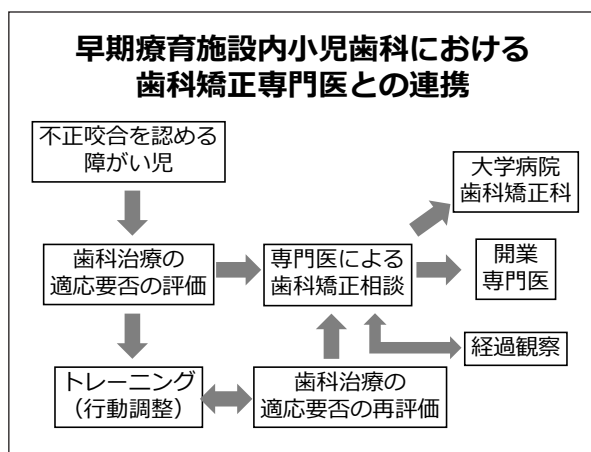


図4

一方、歯科矯正治療に移行できた者とできなかった者の精神年齢（高機能自閉症を除く）を比較した調査では、治療に移行できた者が7歳1か月であったのに対し、できなかった者は4歳7か月で、歯科矯正治療の適応年齢は、精神年齢で7歳頃であることが推察できる。先天異常に対する歯科矯正治療の保険適用は診療報酬改定の度に拡大されており、28年4月現在、唇顎口蓋裂やダウン症だけでなく50の疾患が対象となっていることも注目に値する<sup>3)</sup>。

## 障害者歯科のこれから

27年度版の障害者白書（内閣府）によると、在宅の身体障がい児(者)は小児と65歳以上の高齢者が増加している。これらの在宅患者に対して専門的な口腔管理(口腔ケア)を行うことで、OHI-S (Simplified Oral Hygiene Index：口腔清掃状態を評価する指数)が改善されるだけでなく、流涎や発熱回数も減少することはよく知られている。また、在宅の知的障がい児(者)も身体障がい児(者)同様に、増加傾向を示しており、17歳以下の若年層の増加が著しい。さらに、文部科学省の調査によると、義務教育段階の児童の3.6%に発達障害が認められ、発達障害のグレーゾーン（6.5%）を含めると、全体の10%に発達障害の可能性が指摘されている（図5）。



図5

従って、一般の歯科診療所でも在宅の障がい児(者)に対する歯科治療を行う機会は増えることが予想されており、これに対応できる体制を整備することが必要と考える。

## 参考文献

- 1) 溝口理知子ほか、「早期療育施設における歯科保健管理 第4報／3年間継続管理の効果」障害者歯科24 (3)：P. 373、2003.
- 2) 林 祐行ほか、「永久歯齲蝕発病と乳歯齲蝕の関係／3歳時と小学校6年時の齲蝕罹患状況の比較検討」口腔衛生学雑誌46 (5)：P. 734-744、1996.
- 3) 日本矯正歯科学会ウェブサイト：<http://www.jos.gr.jp/facility/>

# 平成29年度

## 第1回医療管理講習会

平成29年12月3日（日）

三重県歯科医師会館

12月3日（日）、平成29年度第1回医療管理講習会が開かれた。前半は「歯科医療に対する相談事例と医療広告等について」と題して、三重県健康福祉部医療対策局医務国保課 医務・県立病院・看護大学班の岡村益幸課長補佐兼班長が三重県医療安全支援センター相談窓口実際に寄せられた歯科に関する苦情・相談の例や対応状況と、歯科に関する広告規制の考え方やガイドラインの変遷から直近の動向までを解説。後半は「医療紛争と初期対応について」と題して、損害保険ジャパン日本興亜株式会社愛知火災新種保険金サービス第一課の木村崇一課長代理が講演。医事関係訴訟の現状と概況について紹介したうえで、トラブルが発生した場合に保険会社等に報告し解決に向けて対応していく流れと、患者から医療紛争に発展し得ると考えられる申し出があった場合に注意すべき点等を詳述した。

（医療管理委員・近藤 聡 記）

### 歯科医療に対する相談事例と医療広告等について

三重県健康福祉部医療対策局医務国保課

医務・県立病院・看護大学班

岡村益幸課長補佐兼班長



#### 医療安全支援センターでの医療相談の実際

三重県の医務国保課では、病院の開設許可や立入検査、医療法人の許認可、医療職免許事務、独立行政法人化された県立病院や看護大学等の監督管理等を行っている。医療の安全の確保は国等の

責務として医療法第6条に定められており、都道府県等に対しては医療安全支援センターの設置等が努力義務とされているため、三重県では平成15年度に三重県医療安全支援センターを設置し、これも医務国保課の担当の一つとなっている。医療安全支援センターの主な業務は、①患者やその家族からの医療に関する苦情に対応し、相談に応じるとともに、患者や家族、医療機関等の管理者に対し必要に応じ助言を行う ②医療機関等の開設者・管理者、患者や家族等に対し、必要な情報の提供を行う ③医療機関等の開設者・管理者及び従業員等に対し、医療の安全に関する研修を実施する一等である。

現在、三重県医療安全支援センターでは相談窓口配置された専任の相談員（看護師3名）が、

医療に関する相談や苦情に対応している。受付方法は電話が主体だが、郵便やEメール、面談等の場合もある。28年度には821件の苦情や相談が県民から寄せられ、そのうち歯科に関するものは病院・歯科診療所等を合わせて41件で、その内訳は、▽インプラント関連：3件▽抜歯に伴うもの：8件▽治療費の支払い：10件▽治療内容への不満：11件▽その他：9件－となっている。その他に分類した9件の中には、医療者の手洗い、グローブの交換等についての相談もあった。

歯科では自由診療に伴った治療費の相談が目立つ印象がある。診療に当たっての説明と同意の必要性については述べるまでもないが、改めて確認・徹底されたい。歯科の診療室は対面式ではない場合が多く、歯科医師等の顔が見えにくいいため、コミュニケーションに齟齬を来しやすいのかもしれない。また、患者が処置を目視しづらいため、不安が増大しやすい可能性もあるのではないだろうか。そうした条件も踏まえたうえで、患者への説明に当たっては、より一層の配慮を求めたい。

なお、医務国保課での医療相談は、医療機関と患者との信頼関係の回復に寄与することを目的としており、こうした情報をもとに立入検査等を実施する等の意図がないことも理解されたい。

## ■ 医療広告について

19年に取りまとめられた「医療広告ガイドライン」にも示されているとおり、医療に関する広告については、①医療が人の生命や身体に関わるサービスであり、不当な広告により受け手側が誘引され、不適当なサービスを受けた場合の被害は、他の分野に比べ著しい ②医療は専門性の高いサービスであり、広告の受け手はその文言から提供される実際のサービスの質について事前に判断することが非常に困難である一等を理由として、広告可能な事項が規制されてきた。

同ガイドラインでは、広告とは以下の3要件を全て満たすものであると定義している。①患者の受診等を誘引する意図があること（誘因性）②医療若しくは歯科医療を提供する者の氏名若しくは

名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること（特定性）③一般人が認知できる状態にあること（認知性）－。そのうえで、広告可能な事項については、13項目とそれに準ずるものが医療法で定められている。なお、これらの項目については「医療ネットみえ」の掲載事項にもなっており、患者の利便性を図るためにも積極的な情報提供が行われている。一方で、虚偽広告はもちろん、比較広告や誇大広告、客観的事実であることを証明することができない内容の広告等については禁止されている。

先述の「医療広告ガイドライン」では、医療機関のウェブサイト等は医療機関の情報を得ようとする患者が検索等を行ったうえで閲覧するものであり、医療法の規制の対象となる広告とは見なしていなかったが、インターネット等を通じた情報の発信・入手が一般化するに従い、自由診療を行う医療機関等で、ウェブサイトを示した治療内容や費用と、受診時における医療機関からの説明・対応とが異なる等のトラブルが増加。これに対応するため24年に「医療機関ホームページガイドライン」が取りまとめられた。

しかし、その後も美容医療サービス等を中心に消費者庁等に寄せられる相談件数が年々増え続けたため、厚労省の「医療情報の提供内容等に関する検討会」（28年～）での議論を経て、29年6月に医療法を改正し、医療機関のウェブサイト等についても広告規制の対象とすることとした。これにより、虚偽・誇大等の不適切な表示を禁止するとともに、中止・命令及び罰則を課すことができるよう措置されたわけである。29年7月には、厚労省が医業等に係るウェブサイトが医療広告規制等に違反していないかを監視する「医療機関ネットパトロール」を開始するとともに、通報窓口も設置した。不適切な表示を行っている医療機関に対しては、▽サイトのURL▽発見の時期▽ガイドラインに抵触する疑いのある内容一等を記載した文書を送り、改善を確認できない場合には都道府県に情報提供され、必要があると判断されれば行政指導が行われる。

厚労省の「医療情報の提供内容等に関する検討会」では、その後も継続して医療広告に関する省令・ガイドライン(案)の取りまとめに向けた議論

が進められており、この年末から年始にかけてパブリックコメントの募集が行われるので、今後の動向も注視されたい。

## 医療紛争と初期対応について

損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
愛知火災新種保険金サービス第一課  
木村崇一課長代理

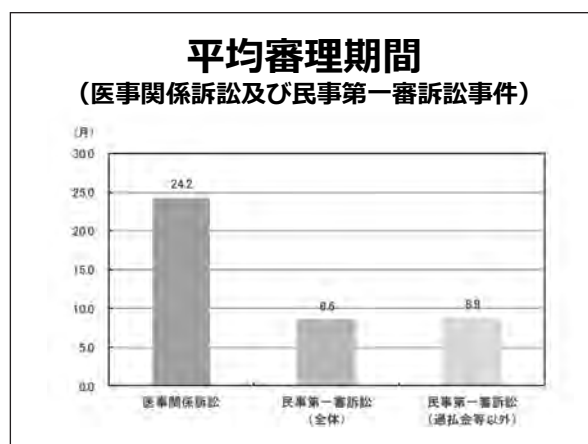


図2

### 医事関係訴訟の概況と実状

医事関係訴訟の年次推移について最高裁のデータ（「地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情」）を見ると、1,000件を超える訴訟提起のあった平成16年と比べると、近年の新受付件数はやや減少しており、28年度は834件となっている（図1）。

医事関係訴訟では平均期日回数が11.9回、平均期日間隔は2か月である。上訴率は、一般的な訴訟では20%程度なのに対し、医療損害賠償では68.3%に及び、鑑定についても実施件数こそ73件ながら、実施率は7.7%あり、全体の0.5%と比較すると高い水準にある（図3）。

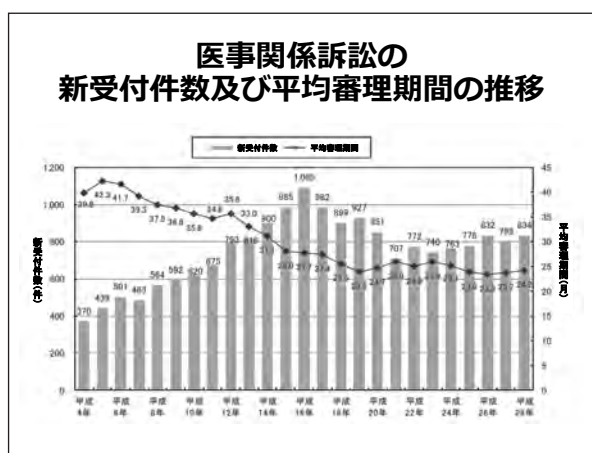


図1

平均審理期間は約2年で、一般の民事紛争の3倍の時間が掛かっている（図2）。

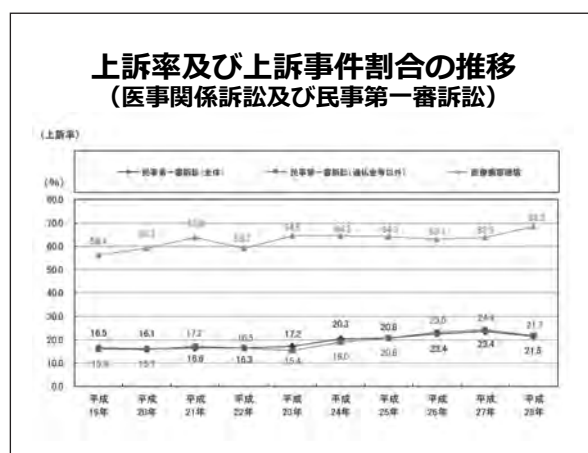


図3

和解による終局に至る割合は53.3%と、全体の35.8%に比べ高いものの、患者側がやや有利とな



る条件が提示され終結していく傾向がある。逆に判決に至る場合には、医療機関側が勝訴することが多い（図4）。

**終局区分別の既済件数及び事件割合  
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)**

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	262	61,323	45,425
	35.0%	41.4%	45.7%
うち対席 (%は判決に対する割合)	259	36,803	26,098
	98.9%	60.0%	57.5%
和解	399	52,957	34,520
	53.3%	35.8%	34.7%
取下げ	38	23,683	10,957
	5.1%	16.0%	11.0%
それ以外	50	10,053	8,598
	6.7%	6.8%	8.6%

図4

### ■ 診療科別の件数

医療訴訟の件数はこれまで内科、外科、整形外科の順で多かったが、28年のデータでは、内科169件、外科114件に次いで歯科が91件と整形外科87件を上回り、“3番目に医療訴訟の多い診療科”になっている（図5）。

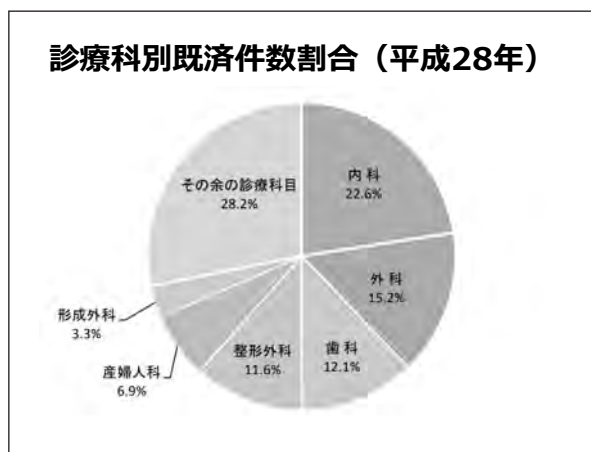


図5

### ■ 医療訴訟の初期対応

トラブルが発生した場合の対応を確認しよう。

万が一、医療事故等を含むトラブルが発生した場合、三重県歯会会員であれば三重県歯に報告したうえで、保険会社に連絡が届き、担当者とのコンタクトを取るという流れになる。実際には、その前に患者から会員（＝医療者及び医療機関）に対し

て何らかの申し出があるわけだが、その際には、どのような対応を取るかについて具体的な約束はせず、まず患者の申し出を「傾聴」したうえで、「（内容を検討して）後日、改めて回答する」旨を伝えることが望ましい（患者の申し出ていることが全て補償が必要とは限らないからである）。その後、三重県歯に連絡し、「医師賠償責任保険 事故・紛争 通知書」を作成し保険会社への報告を行う。早期の対応が求められるケースもあるためこの文書はできるだけ早く提出されたい。通知書は記載事項が多く煩雑だが、当事者としての「患者のクレームに対する反論・見解」の項目を重要視していることを理解されたい。もちろん、医療事故等の場合、「初診時の状況」「初診時より身体障害発生までの経過」「身体障害発生の状況とその原因」「身体障害発生後の医療上の処置」等の事実関係もしっかりと記載して欲しい。

次いで、実際に患者への補償等が必要かどうかの検討に移る。判断困難な事例では専門家（弁護士や他の歯科医師）の意見も確認しながら方針を決める。患者の請求に応じるべき事案と判断された場合には、補償内容の根拠となる資料（事故に対する治療費や交通費、仕事に支障を来した場合の休損証明根拠資料等。訴訟の場合は診療録や画像が極めて重要となる）を確保し、それに基づいて補償内容を提示する（患者との直接交渉が困難な場合は、弁護士に交渉を委任する場合もあるが、その費用は医師賠償責任保険がカバーしている）。患者が応じれば示談が成立し保険金が支払われる。示談書の要否は、患者との関係や示談に至るまでの経緯を総合的に考えて個別に判断するが、原則は取付けるべきと考えている。



## 都道府県歯 医療安全担当理事連絡協議会 医療安全研修会・医療事故調査制度研修会

平成30年1月20日（土）・21日（日） 歯科医師会館



1月20日(土)、東京市ヶ谷の歯科医師会館で都道府県歯 医療安全担当理事連絡協議会が開かれた。これに合わせ、同日に医療安全研修会が、翌21日(日)には医療事故調査制度研修会も開催され、三重県歯からは早川副会長、橋本理事、桑名理事が出席した。

20日の連絡協議会では、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正(30年1月18日)に関わる留意事項として、厚労省健康局結核感染症課エイズ対策推進室・野田博之室長からエイズ対策の現状が報告され、日歯・牧野利彦副会長からは、各都道府県でHIV感染者及びエイズ患者の歯科治療に対する医療ネットワークの構築を進めていく方針が示された。

医療安全研修会では、厚労省医政局歯科保健課の山口聖士歯科医師臨床研修専門官が「歯科の医療安全について」と題して、①医療事故をめぐる状況 ②法令に定める医療安全 ③医療安全に関わる事業の内容—について解説。静岡県社会福祉士会・安藤千晶副会長が「相談援助の魅力と可能性」と題して、ソーシャルワーカーの立場から、医療だけでなく様々な相談事例における多職種連携の必要性について講演した。

次いで、7県歯(福島・茨城・三重・兵庫・鳥取・福岡・沖縄)の代表者による医療安全に係る取組みについて発表があり、三重県歯からは桑名理事が歯科医療相談について報告。その後、日歯医療安全対策委員会・柏崎秀一委員長を座長として質疑応答が行われた。

21日(日)に開かれた医療事故調査制度研修会は、27年10月に施行された医療事故調査制度について、病院や診療所で働く歯科医師、歯科衛生士等の歯科医療従事者がこれを正しく理解し、制度が適切に運用されることを目的として、日本医療安全調査機構からの委託事業として実施されているもの。28年度は東京・大阪の2会場での開催だったが、今回は東京1か所となり歯科医師会・病院歯科・歯科診療所の関係者100名以上が参加した。

前半は、厚労省医政局総務課医療安全推進室・名越 研究室長が「医療事故調査制度について」、日本医療安全調査機構・木村壯介常務理事が「医療事故の判断及び調査分析」、日医・福岡東医療センター・上野道雄名誉院長が「医療事故調査制度・病院管理/支援団体の立場で」と題して講演。後半は昨年度の「歯科診療所での予期せぬ死亡事故」を想定した研修に替わり、病院歯科での事例についてのグループワークが行われた。口腔外科手術後に発生した死亡事故症例を想定して、術前・中・後の状況や患者の容態急変から死亡に至る経緯を細かく検証しながら、初期対応・論点整理・報告書作成までの流れを確認。医療事故調査制度がいわゆる“犯人探し”ではなく、今後の事故再発を防止するための改善及び提言につながる制度であることが改めて強調される研修だった。

(理事・橋本淳二 記)

## 第6回医科・歯科連携推進人材養成研修会

平成30年1月14日（日） ホテルグリーンパーク津



1月14日(日)、ホテルグリーンパーク津で、三重県の医科・歯科連携推進人材養成事業に係る研修会が開かれた。29年9月に続いて今年度2度目の開催で、約70名の医療関係者が参加した。

この研修会は、三重大学医学部附属病院がんセンター・三重大学医学部歯科口腔外科・伊勢赤十字病院歯科口腔外科の共催により3年前から開催されており、通算では6回目となる。今回のテーマは「高齢者の口腔管理」で、一般演題では藤田保健衛生大学七栗記念病院の今井一輝氏(薬剤師)が「当院におけるポリファーマシー対策の取組み」と題して、名古屋医健スポーツ専門学校歯科衛生課の森下志穂氏(歯科衛生士)が「フレイルと口腔機能」と題してそれぞれ発表した。今井氏は高齢

者に多い多剤併用に対して、薬剤師が処方せんの疑義照会で介入することにより、薬物有害事象を防止し薬剤費を減少させる取組みを紹介。一方、森下氏は高齢者への口腔機能向上の実践例について報告した。

教育講演では、三重大学医学部附属病院医療福祉支援センターの中西健二氏(臨床心理士)が「非言語的スキルを意識した患者・家族とのコミュニケーション」と題して、傾聴に必要なスキルを中心に解説。国立病院機構豊橋医療センター歯科口腔外科の湯浅秀道氏(歯科医師)は「エビデンスの考え方から、口腔ケアの考え方を考えてみると...」と題して、論文を読む際の注意点を解説した。特別講演では、藤田保健衛生大学七栗記念病院連携リハビリテーション医学講座准教授の岡崎英人氏(医師)が「リハビリテーションの基本、がん患者さんでの考え方」と題して、リハビリは疾患の治療ではなく、機能障害を軽減させるもので、障害があるなりの活動を獲得することが目標となり、がん患者もリハビリの対象ではあるが、がんの進行程度や転移等から生命予後を考えてゴールを設定することが重要であると説いた。

(常務理事・福森哲也 記)



## 平成29年度地域口腔ケアステーション対応力向上研修（第3日目）

平成29年11月26日（日） 三重県歯科医師会館



11月26日(日)、平成29年度地域口腔ケアステーション対応力向上研修が実施された。10月1日(日)・8日(日)に続いて今回が第3日目。この日は三重大学大学院医学系研究科 耳鼻咽喉・頭頸

部外科の石永 一講師が、「嚥下内視鏡検査を行うにあたって」と題して講演した。

石永講師は嚥下内視鏡検査の偶発症として、▽失神発作(迷走神経反射)▽鼻出血・咽頭出血▽声帯損傷・喉頭痙攣一等を挙げ、悪性腫瘍等の器質的疾患を見逃さないことも重要であると述べた。嚥下内視鏡検査の評価としては、経口摂取可否の判断に使いやすい「兵頭スコア」を紹介。さらに、鼻腔・咽頭の各種疾患や脳卒中以外の反回神経麻痺やワレンベルグ症候群等が原因となった嚥下障害の症例写真の提示、偶発症の予防と対処法の解説もあり、耳鼻咽喉科医師ならではの有意義な講演だった。

## 第3回歯科医師認知症対応力向上研修

平成29年12月10日（日） 三重県歯科医師会館



12月10日(日)、第3回歯科医師認知症対応力向上研修が実施され、県下の歯科医療関係者ら53名

が受講した。28年8月・12月に開催された第1・2回研修と同様、三重大学医学部附属病院認知症センター長も務める同大学大学院医学系研究科神経感覚医学講座神経病態内科学・富本秀和教授と三重県歯・羽根副会長が、「Ⅰ. 基本知識、Ⅱ. 連携と制度」「かかりつけ歯科医の役割」についてそれぞれ講演した。なお、この研修は厚生労働省が推進する認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づくものであり、修了証書が発行される他、県及び県歯のウェブサイト等に修了者名簿が掲載されている。



## 第5回全国共通がん医科歯科連携講習会

平成29年12月17日（日） 三重県歯科医師会館



12月17日(日)、標記の講習会が開かれた。県内では平成25年に日歯・国立がん研究センター事業として、がん医科歯科連携講習会が実施され、翌年より厚労省委託事業に位置付けられた本講習会に移行した。今回は5回目の開催で歯科医師14名

と歯科衛生士10名が参加した。

内容は、▽事業の概要と三重県の連携状況▽がん治療総論▽がん手術と口腔ケア▽がん薬物療法を受ける患者の歯科治療・口腔ケア▽頭頸部放射線治療法、放射線化学療法の患者への歯科治療・口腔ケア▽BMA(Bone Modifying Agents)の使用に関連する顎骨壊死と歯科治療・口腔ケア▽がん医療における緩和ケアと歯科治療・口腔ケア▽がん患者における歯科治療の実際(頭頸部放射線治療後の患者における歯科治療事例)ーと、がん治療に必要な幅広い範囲を網羅したものの。

全てのカリキュラムを受講した初受講の歯科医師は修了証を受領するとともに、全国のがん連携登録名簿への登録手続きを済ませた。

## 第70回三重県公衆衛生学会

平成30年1月19日（金） 三重県総合文化センター



1月19日(金)、三重県総合文化センターで第70回三重県公衆衛生学会が開かれた。

一般演題では、母子保健・地域保健について3題、歯科保健・健康づくりについて4題、産業保健・高齢者保健について2題、感染症・生活衛生について5題の発表があり、三重県からは伊東学理事が「MIESを活用した歯科口腔保健指導の効果の検証について(第2報)」を発表した。午後からは「グローバル時代になすべき感染症対策」というテーマのもと、独立行政法人国立病院機構三重病院から、谷口清州臨床研究部長が「海外からの感染症への対策」、管秀副院長が「最近の予防接種の話題」と題してそれぞれ特別講演した。

平成29年度

December

## 第11回理事会

平成29年12月7日(木)

三重県歯科医師会館

## 大杉副会長が中医協の議論について詳しく報告



12月7日(木)、平成29年度第11回理事会が開かれた。会合では懸案の「三重スポーツデンティスト」養成事業の実施要領案が示され、10月の第3回郡市会長会議で示した方針通り、1月21日(日)実施予定の第2回学術研修会を含む所定の研修を受講すること等を認定の条件とすることが了承された。2021年に開催される「三重とこわか国体」に向けて、多数の会員が認定を受けることが期待される。大杉副会長は自らが傍聴した12月6日(水)の中医協第376回

総会について報告。総会に提出された資料(「歯科医療(その2)」及び遠藤委員提出資料)について、その背景も含め詳細に解説するとともに、診療報酬改定の最前線の様子を生々しく伝えた。

## 委員会事業等報告

## ● 社会保障委員会

【事業活動】特定社保講習会(11/9)、自主懇談(11/11、30)、行政指導立会(11/16、30)、第2回社会保障委員会(11/30)【出席会議】第17回社会保険疑義事項検討会議(11/2)【報告事項】中医協資料(「在宅医療(その3)」、「歯科医療(その2)」等)、区分C2における医療機器の期中導入等、社保連絡No.2・3、オンライン請求システムにおけるレセプト情報等を保護する通信の暗号化方式の変更

## ● 医療管理委員会

【事業活動】第1回医療管理講習会(12/3)【出席会議】三重県医療審議会第3回救急医療部会、第1回三重県医療安全推進協議会(11/16)【報告事項】「歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究」におけるアンケート、歯の漂白(特定商取引法等の各改正法令の施行)、BLSヘルスケアプロバイダーコース(3/18)、植村顧問

記事(『三歯会報』12・1月号)、歯科衛生士養成学校に対する三重県歯会長表彰候補者の推薦、歯科用水銀・歯科用アマルガム管理者の報告義務、歯科相談(2件)【協議事項】第2回医療管理講習会(3/11)

## ● 学術委員会

【事業活動】愛知学院大学歯学部附属病院との医療連携に係る講演会(11/30)【出席会議】都道府県歯学術担当理事連絡協議会(11/22)、三重県体育協会創立70周年記念式典等(12/3)【報告事項】研修会・講習会、医薬品関連情報(HP)、学術研修会助成事業申請(鈴鹿、伊勢、鳥羽志摩)、平成29年度第2回学術研修会抄録(1/28)、平成30年度第1回学術研修会(4/22)【協議事項】平成30・31年度日歯生涯研修事業実施要項、平成30年度第2回学術研修会(31年3/10)

## ● 福祉厚生委員会

【報告事項】第42回睦寿会総会・親睦会(11/23)

## ●公衆衛生委員会

【事業活動】みえ こどもの城「オレンジまつり」(11/5)、「いい歯の日」街頭啓発(11/8)、児童相談所一時保護所入所者に対する歯科健診・歯科保健指導(11/16)、学校歯科医研修会(四日市：11/18、津：12/6)、第12回子育て応援！わくわくフェスタ(11/23)、地域口腔ケアステーション対応力向上研修(11/26)、名張警察署健康講演(11/30)、歯科医によるこども虐待対応のための説明会(札幌：12/1)【出席会議】日本体育協会公認スポーツデンティスト養成講習会(11/4・5)、三重県社会福祉審議会第2回高齢者福祉専門分科会(11/10)、第38回全国学校歯科保健大会(11/11)、日本子ども虐待防止歯科研究会理事会・第2回学術大会(11/12)、平成29年度全国学校保健・安全研究大会、第67回全国学校歯科医協議会(11/16)、みえ摂食・嚥下リハビリテーション研究会世話人会・第20回学術集会(11/18)、第3回三重県在宅医療推進懇話会(11/29)、第15回フォーラム8020(12/2)【報告事項】後期高齢者歯科健診中間報告、三重県歯科保健大会参加者数、かむかむクッキングコンクール第7～9回レシピ集、みえ歯ートネットポスター、『ママごはん』冬号、

第9回みえ歯ートネット研修会抄録、地域口腔ケアステーション口腔機能向上研修抄録、歯周病と糖尿病関連調査の進捗状況【協議事項】事業所歯科健診一般健診票の改訂

## ●広報情報委員会

【事業活動】FM三重『はびはぴ子育て』(11/10放送)、第22回三重県歯科保健大会取材(11/3)【報告事項】三重テレビ新春スポット【協議事項】三重テレビ『とってもワクドキ!』(11/11出演予定)

## ●災害時の対応・体制に関する委員会

【報告事項】SECOM登録状況(11/30現在)、同安否確認訓練結果(11/14)、三重県医療審議会第3回災害医療対策部会(11/15)、日本法歯科医学会第11回学術大会(11/18)、日歯第2回災害対策・警察歯科総合検討会議(11/4)

## ●日歯委員会報告

【社会保険委員会】第2回社会保険委員会(11/1)【地域保健委員会】第1回小児歯科保健・食育部門打合せ(11/30)【税務・青色申告委員会】平成27年度分歯科医業経営内容調査検討資料【医療管理委員会】第2回医療管理委員会(11/1)

## その他の報告

1. 障害者歯科センター報告
2. 都道府県歯専務理事連絡協議会(11/15)
3. 東京オリンピック・パラリンピックに向けた講演会及びシンポジウム(11/23)

## 協議事項

1. 平成29年度新入会員講習会について
2. 平成30年度事業計画について
3. 台風21号被害に対する日歯災害見舞金給付について

## 議題

- 第1号：郡市会長会議の招集並びに附議事項に関する件
- 第2号：第9回日本プライマリ・ケア連合会学術大会の後援について
- 第3号：「三重スポーツデンティスト」養成事業実施要領について
- 第4号：会員のみなし退会の取消しについて
- 第5号：入会申請／鳴神貴充(津)、志田英雄(松阪)
- 第6号：互助会入会申請
- 第7号：互助会給付について(11/2～12/6申請分)

平成29年度

## 第4回郡市会長会議

December

平成29年12月21日（木）

三重県歯科医師会館

## 「三重スポーツデンティスト」養成へ

12月21日(木)、平成29年度第4回郡市会長会議が開かれた。田所会長は、平成30年度診療報酬改定に関連して社会保障審議会が取りまとめた基本方針と、18日(月)に決まった改定率について報告。診療報酬本体は0.55%、歯科は0.69%引き上げられる。他に三重県が示した「第7次三重県医療計画(中間案)」についても詳しく紹介した。蛭川理事は11月に開かれた都道府県歯学術担当理事連絡協議会で明らかにされた日歯の生涯研修制度の見直し案について報告。日歯は、新たな歯科専門医制の導入を視野に入れつつ、将来的に生涯研修事業を公的な位置付けにすることを目指しており、30・31年度から修了・認定制度の厳格化やE-learning機能の充実を進めたいとしている。ただし、11月の協議会でも過度な厳格化に懸念の声も上がっていることから、年度内にも日歯から示される新たな事業実施要領を注視していく必要がありそうだ。同じく蛭川理事からは「三重スポーツデンティスト」養成及び認定事業の実施要領についても説明があった。この事業は、2021年に開かれる「三重とこわか国体」をはじめとした、スポーツ大会等への協力を含めたスポーツ歯学の普及振興を目的としたもので、認定に必要な研修会は30年1月(29年度第2回学術研修会)及び4月(30年度第1回学術研修会)に開催される。稲本専務理事は「三重とこわか国体」以降も市町の体育協会と連携し歯科としての貢献を果たしていくためにも、各郡市会から積極的に「三重スポーツデンティスト」の認定を受けて欲しいと呼び掛けた。また、この日は津税務署の担当者も出席して、医療費控除の提出書類の変更とセルフメディケーション税制について解説し患者等への周知に協力を求めた他、愛知県医療信用組合が事業内容について説明した。

## 会長報告



## 次期診療報酬改定について

12月初めの社会保障審議会(医療部会及び医療保険部会)で、平成30年度診療報酬改定の

基本方針が示された。改定に当たっての基本認識として、▽人生100年時代を見据えた社会の実現▽どこに住んでいても適切な医療・介護を安心して受けられる社会の実現(地域包括ケアシステムの構築)▽制度の安定性・持続可能性の確保と医療・介護現場の新たな働き方の推進一が示されている。具体的な方向性の中で歯科に関わる項目は、▽地域包括ケアシステム構築のための取組みの評価▽かかりつけ歯科医の機能の評価▽質の高い在宅医療等の確保▽口腔疾患の重症化予防・口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した歯科医療の推進一などが挙げられ



ている。

12月18日(月)には診療報酬の改定率が決定された。診療報酬本体は+0.55%。歯科は+0.69%で約207億円に相当する。医科：歯科：調剤の配分(1:1.1:0.3)も維持された。

#### 第7次三重県医療計画中間案について

12月に第7次三重県医療計画(平成30年度から6年間)の中間案が取りまとめられた。歯科関連では、▽地域包括ケアシステムとの関連で

の歯科医師の人材確保と質の向上▽がん連携、脳卒中回復期での誤嚥性肺炎に関する口腔管理、嚥下機能訓練▽糖尿病対策での歯周病管理▽災害医療対策での検視、避難所での口腔ケア▽認知症対応力向上▽在宅医療▽ネグレクト対策▽オーラルフレイルの対策一等が挙げられている。歯科が貢献できる分野で記載が不十分なところがあればパブリックコメント等を通じて訴えていきたい。

## 一般会務報告

### 会員数

29年4月1日～12月20日の期間で入会14名、退会10名。現会員数860名。

### 平成29年度新入会員講習会

30年3月11日(日)に開催する。対象者は14名。

### 台風21号被害に対する日歯からの災害見舞金の給付について

台風21号被害に対して、規定に従い日歯から災害見舞金50万円が給付されたので、床上浸水で休診を余儀なくされる等、被害の大きかった会員に給付した。

## 委員会事業報告

### 【学術】(蛭川理事)



### 平成29年度第2回学術研修会

1月21日(日)にマウスガード講習を含めて3題の講演を行う。明海大学・安井利一学長による「スポーツと歯科保健医療」に加え、三重大学医学部附属病院周産母子センターの神元有紀講師による「女性アスリートと産婦人科的サポート」、同・三谷義英病院教授による「市民による除細動の時代の児童生徒の心原性院外心停止の実態と対策」。

### 「三重県スポーツデンティスト」事業

三重県では、2018年「彩る感動 東海総体(イ

ンターハイ)」、2020年「全国中学校体育大会(東海ブロック)」、2021年「三重とこわか国体(第76回国民体育大会)・三重とこわか大会(第21回全国障害者スポーツ大会)」の開催が決定しており、これに向けた取組みとして三重県歯科医師会認定「三重スポーツデンティスト」事業を実施する。先述の平成29年度第2回学術研修会(1/21)と30年度第1回学術研修会(4/22)の受講が認定の条件となる。

### 郡市会学術研修会の予定

12月21日(木)～2月28日(水)の期間に、四日市・亀山・伊勢・鳥羽志摩・尾鷲でそれぞれ学術研修会が開かれる。郡市会学術研修会助成事業29年度分の申請が12月末までとなるので留意されたい。

### 日本歯周病学会 第4回中部地区臨床研修会

1月28日(日)に三重県歯会館で開催される。テーマは「早期からはじめる歯周治療と再生療法の有用性」。多数の参加を期待している。

### 平成30・31年度日歯生涯研修制度見直し

11月に日歯で開かれた都道府県歯学術担当理

事連絡協議会で生涯研修制度の見直しについて説明があった。日歯は地域包括ケアシステムでの歯科のあり方や、新たな歯科専門医制の導入に向けた課題等を視野に入れながら、本事業を公的な位置付けにすることを目指しており、そのためにE-systemの改編を進めている。具体的には、▽生涯研修制度の見直しに対応した厳格化▽システムの効率化によるコストカット▽専門医制度導入を視野に入れたE-learning機能の充実一等。従来の「認定」「修了」に替わるものとして「日歯かかりつけ歯科医認定」「修了」の基準を設ける構想が提案されている。この「日歯かかりつけ歯科医認定」は診療報酬との連動は想定されていないが、条件が従来よりも厳しくなることについて、連絡協議会でも出席者から懸念の声が上がった。今後さらに詳細が検討されたうえで、平成30・31年度の実施要領が会員周知されるので注視されたい。

#### 【公衆衛生】(羽根副会長、福森常務理事)



#### 第22回三重県歯科保健大会

11月3日(金・祝)、桑名市NTNシティホールで第22回三重県歯科保健大会を開催した。来場者は473名。関係者の協力に感謝する。次回は30年11月4日(日)に名張市で開催予定。

#### 各地区での公衆衛生関連会議等開催状況

地域医療総合確保基金を活用した地域口腔ケアステーション機能充実事業として郡市会単位で実施された事業等をまとめた。地域口腔ケアステーション連携推進ネットワーク会議が5地区で6回、地域口腔ケアステーション連携推進伝達講習会が1地区で2回、モデル地区フッ化

物洗口推進会議が1地区で2回開催された。また、県歯役員による学校歯科医研修会「学校歯科保健を考える～特に学校歯科健診の標準化について～」が4郡市会で開催された。

#### 平成29年度三重県後期高齢者広域連合歯科健診受診状況

受診者数が7,135名、受診率は18.0%に達し、ともに過去最高を記録した。協力医療機関に感謝する。

#### 【社会保障】(前田常務理事)

##### 区分C2における医療機器の期中導入

12月1日(金)、CAD/CAM冠用材料(II)(セラスマート300)の保険適用が承認された。症例は、上下顎両側第二大臼歯の残存等の条件のもとで下顎第一大臼歯へ使用する場合に限られている等、従来のCAD/CAM冠用材料(I)とは取扱いが異なるため、請求時には事務連絡等を確認されたい。なお、歯科での期中導入は28年1月のファイバーポスト以来2例目。

#### 【医療管理】(桑名理事)

##### 歯の漂白(特定商取引法等の各改正法令の施行)

12月1日(金)に特定商取引法及び割賦販売法の各改正法令が施行され、一部の「歯の漂白」(ホワイトニング)が規制の対象になった。提供期間が1か月以上で金額が5万円以上のものが該当し、クーリング・オフが可能となる。

##### 中小企業向け最低賃金引上げ支援業務改善助成金

生産性向上のための設備投資等を行い、事業所内最低賃金を引き上げた場合、その設備投資等に掛かった費用の一部が助成される制度。申請期限は1月31日(水)まで。

##### 大阪市立大学病院での単回使用機器再使用

29年10月に読売新聞が大阪市立大学医学部附属病院での使い捨て器具の再使用を報じた。9月の報道で指摘されたのは骨切削用のバー等だったが、今回指摘されたのはPMTIC用のシリコンラバーカップやCR充填時のチップ等。単回使用の可否等はメーカー指示を遵守されたい。

##### 医療事故調査制度の現況報告(10月・11月)

11月末で医療事故報告は累計824件、院内調査結果報告は累計528件、相談件数は累計4,096件、センター調査の依頼件数は累計52件。  
平成29年度第2回医療管理講習会について

3月11日(日)に開催する。名古屋医療センター・宇佐美雄司歯科口腔外科医長による「HIV患者に対する歯科治療の現状」を予定。

【広報情報】(太田常務理事)

三重テレビ『とってもワクドキ!』出演

羽根副会長が1月11日(木)に三重テレビの地域情報番組『とってもワクドキ!』に生出演

する。11月に開催された第67回全国学校歯科医協議会の報告と併せ、三重県歯科医師会の児童虐待予防の取組みについて紹介する。

県歯ウェブサイトと「医療ネットみえ」のリンク

県歯公式ウェブサイト一般向けページには地域別歯科医院一覧として会員診療所の所在地等を掲載してきたが、今般、「医療ネットみえ」の医療機関の詳細情報ページにリンクするように設定した。スマートフォン等でも閲覧しやすいので活用されたい。

## その他の報告

SECOM安否確認登録状況及び訓練結果

12月18日(月)現在、SECOM安否確認システムの登録状況は、会員854名中769名(90.05

%)。11月14日(火)に実施した訓練では、会員852名中489名(57.39%)から安否報告があった。

## 協議事項



平成30年度事業計画について

執行部より、平成30年度事業の素案が示された。スポーツデンティスト養成事業については認定研修会が29年度と30年度に開催されるため、継続事業となる。公衆衛生啓発事業では、糖尿病と歯周病の関連調査を開始する他、妊婦歯科健診等への働き掛けや摂食嚥下障害に対応するための研修を強化する方針。一方で、かむかむクッキングコンクール及び災害時の食支援講習会は29年度を以て終了する。社会保障関連では、30年度診療報酬改定に対応した会員向けの『保



険診療の手引』の改訂を予定。医療管理関連では、29年に締結した協定に基づく愛知学院大学歯学部附属病院との病診連携事業や、三重県医療事故調査等支援団体連絡協議会が事業計画に加わった。最新歯科医療実態調査については年度末に調査票送付を予定しており、新年度に回収後、分析と報告を行う予定。会員事業では、7月22日(日)に2年ぶりとなるMDAセミナーを開催する他、経営・医療継承等をテーマとした会員セミナーも検討している。

(広報情報委員・加藤直輝 記)

平成29年度

January

## 第12回理事会

平成30年1月11日(木)

三重県歯科医師会館

## 田所会長が平成30年度事業計画の基本方針示す



1月11日(木)、平成29年度第12回理事会が開かれ、田所会長が平成30年度事業計画の基本方針を示した。「地域包括ケアシステムの考え方が全世代・全対象型へと発展拡大されつつあることを踏まえ、医科歯科連携はもちろん、子育て支援や生活支援も含めた歯科医療・歯科保健のフィールドを的確にカバーする活動を目指す」との文言が盛り込まれ、歯科健診事業のさらなる拡大や医科歯科連携の推進、スポーツ歯科への取組み等が

拡充される。これに関連して、福森常務理事は健保組合等と協力して行う糖尿病と歯周病の関連調査の実施要領案を提示。今夏以降の実施を目指して準備が進められる。また、日歯生涯研修事業の見直しに関連して、東海信越地区での生涯研修セミナーライブ研修の実施についても意見を交わした。新たな制度では「日歯かかりつけ歯科医認定」の条件が厳格化されるため、それに向けた対応が必要だが、費用対効果等も含め課題は多く、日歯の方針を注視しながら地区内各県歯と協調していく必要があるようだ。

## 委員会事業等報告

## ●社会保障委員会



【事業活動】自主懇談・個別指導、社保講習会(鳥羽志摩：12/10、伊勢地区：12/17、亀山：12/21)【出席会議】東海北陸厚生局管内歯科医師会担当者連絡協議会(12/20)【報告事項】子どもの医療費助成における現物給付の導入、

酸素の購入価格に関する届出

## ●医療管理委員会

【事業活動】郡市顧問税理士連絡協議会(12/21)【報告事項】歯科技工士学校養成所指定規則の一部改正、歯科医院のための個人情報保護法Q&A(日歯)、第2回医療管理講習会抄録(3/11)、歯科相談(4件)【協議事項】平成30年度歯科助手講習会日程

## ●学術委員会

【報告事項】研修会・講習会、医薬品関連情報(HP)、学術研修会助成事業申請(桑員、四日市、津、亀山)及び報告書(伊賀、亀山、桑員)、平成28・29年度日歯生涯研修事業認定研修会、日歯生涯研修システムの利用停止、平成30年度第1回学術研修会抄録(4/22)、日本歯科医学



会・日本歯学系学会協議会共催セミナー(2/10)及び診療ガイドライン作成者意見交換会(3/2)【協議事項】日歯生涯研修セミナーのライブ配信

#### ●福祉厚生委員会

【協議事項】愛知県医療信組・教育ローン及びマイカーローンの周知

#### ●公衆衛生委員会



【事業活動】三重県後期高齢者歯科健診票確認作業、第3回歯科医師認知症対応力向上研修(12/10)、長谷山荘歯磨き講習会(12/12)、第5回全国共通がん医科歯科連携講習会(12/17)、児童相談所一時保護所入所者に対する歯科健診・歯科保健指導(12/21)【出席会議】第3回「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」次期計画策定ワーキンググループ(1/11)【報告事項】三重県後期高齢者歯科健診受診件数、かむかむクッキングコンクールレシピ集の配布先、学校歯科医生涯研修制度における基礎研修及び更新

#### その他の報告

1. 障害者歯科センター報告
2. 介護給付費等審査委員会
3. 訪日外国人旅行者受入医療機関登録に係る取組みについて

#### 議題

- 第1号：「地域の口腔がんを考えるシンポジウム」の後援について
- 第2号：入会申請／田中丈晴(津)
- 第3号：互助会入会申請
- 第4号：互助会給付について(12/7～1/10申請分)

研修(日学歯、2/4)、食生活改善に向けた保健指導者研修会(日歯、2/24)、学校向け歯科保健啓発パンフレットの継続配布(増刷)、母子健康手帳の任意記載事項様式の改正、第8回地域包括ケア歯科医療従事者養成講座抄録(3/4)【協議事項】事業所歯科健診実施要領等、糖尿病と歯周病の関連調査実施要領等

#### ●広報情報委員会



【事業活動】FM三重『はぴはぴ子育て』(12/8放送)【報告事項】三重テレビ『とってもワクドキ!』打合せ(12/21)【協議事項】最新歯科医療実態調査・調査票(案)

#### ●災害時の対応・体制に関する委員会

【報告事項】SECOM登録状況(12/28現在)

#### ●日歯委員会報告

【地域保健委員会】第1回がん医科歯科連携協議会(12/15)、第1回高齢者歯科保健・介護保険部門打合せ(12/21)

#### 協議事項

1. 平成30年度事業計画について
2. 第7次三重県医療計画(中間案)について
3. みえ歯と口腔の健康づくり基本計画(中間案)について

## 生命保険契約について契約者変更があった場合の税務の取扱い

Q：平成30年1月1日から生命保険契約等の契約者変更情報が税務署へ連絡されると聞きましたが、契約者変更の場合の税務の取扱いを含め改正内容を教えてください。

A：生命保険契約等により受け取る保険金の税務の取扱いは、一般的には、次のようになります。

### (1) 満期保険金

- ① 受取人が契約者（保険料負担者）の場合は、所得税の一時所得の対象となります。
- ② 受取人が契約者（保険料負担者）以外の場合は、贈与税の対象となります。

### (2) 死亡保険金

- ① 受取人が契約者（保険料負担者）の場合は、所得税の一時所得の対象となります。
- ② 契約者（保険料負担者）と被保険者が同一の場合に、契約者以外の受取人が受け取った死亡保険金は相続税の対象となります。
- ③ 契約者（保険料負担者）、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合は、贈与税の対象となります。

### (3) 年金

- ① 受取人が契約者（保険料負担者）の場合は、所得税の雑所得の対象となります。
- ② 受取人が契約者（保険料負担者）以外の場合は、年金開始時は年金受給権として贈与税の対象となり、毎年の受取年金は所得税の雑所得の対象となります。

### (4) 身体の傷害・障害を基因として受け取る保険金

生命保険契約の特約に基づき、自分の身体の傷害・障害を基因として受け取る障害給付金、高度障害保険金、高度障害給付金、入院給付金等は、非課税となっています。

このように生命保険金等の課税関係は契約者（保険料負担者）、保険金等の受取人が重要な要素となります。契約者（保険料負担者）変更があってもその変更に対して贈与税の課税が行われることはありません。変更後の契約形態に応じて課税関係が生じます。ただし、その契約者たる地位に基づいて保険契約を解約し、解約返戻金を取得した場合には、保険契約者はその解約返戻金相当額を変更前の保険料負担者から贈与により取得したものとみなされて贈与税の対象とされます。

次に、所得税法等は、適正な課税の確保ができるように、支払をする特定事業者に「支払を受ける者」及び「税務署」への59種類の支払調書の交付、提出義務を定めています。

生命保険会社等から毎年1月末までに交付、提出される「生命保険契約等の一時金の支払調書」もその一つです。「生命保険契約等の一時金の支払調書」の税務署への提出基準は、従来は次の①②のみでしたが、平成30年1月1日以後③④が加えられました。

- ① 1回の支払金額が100万円を超える死亡保険金、満期保険金、解約返戻金等の支払調書の提出
- ② 同一人に対して年間20万円を超える年金給付金の支払調書の提出
- ③ 死亡による契約者変更があった場合には、「死亡による契約者変更情報及び解約返戻金相当額を記載した調書」の提出
- ④ 契約者変更があった場合には、変更前の契約者の住所・氏名及び現契約者の払込み保険料の額、契約者の変更が行われた回数を記載した調書の提出

## 平成30年度 歯科助手講習会について

平成30年度歯科助手講習会を下記日程で開催します。この講習会は日本歯科医師会歯科助手訓練基準に基づいて実施されるもので、修了した方には、公益社団法人日本歯科医師会の歯科助手資格認定証が交付されます。受講希望者は『三歯会報』に同封された受講票に所定事項を記入のうえ、3月末日までに三重県歯科医師会宛に送付して下さい。

受講料：8,000円（申請料と教本の費用を含む）

- ・受講料は第1回の講習日に受付で納入して下さい。その際に教本をお渡しします。当日は窓口が混雑しますので、お釣りの必要がないようご準備下さい。
- ・遅刻・早退は原則として認めません。
- ・やむをえず欠席した教科については、次年度に当該教科を受講することにより修了が認められます。
- ・受講日には筆記用具を持参して下さい（第3回の実習に持参していただくものについては、第2回の講習日に説明いたします）。

## 平成30年度歯科助手講習会日程

会場：三重県歯科医師会館（三重県津市桜橋2丁目120-2）

## 第1回 5月13日（日）

- 10：00～12：00 講義：歯学概論／院内感染予防の基礎知識  
講師：三重県歯科医師会役員
- 13：00～15：00 講義：歯科診療の基礎知識  
講師：三重県歯科医師会役員

## 第2回 5月20日（日）

- 10：30～12：00 講義：保険診療のしくみ～円滑な受付業務のために～  
講師：三重県歯科医師会役員
- 13：00～16：00 講義：歯科助手の心得と一般教養  
講師：(有)エイチ・エムズコレクション 安川裕美氏

## 第3回 5月24日（木）

- 9：00～16：00 実習：歯科材料の取扱い／普通救命講習  
講師：(株)ジーシー名古屋、津市中消防署

## 第4回 6月3日（日）

- 10：00～12：00 講義：歯科診療の実際（1）  
講師：三重県歯科医師会委員
- 13：00～15：00 講義：歯科診療の実際（2）  
講師：三重県歯科医師会委員



## 12月・1月会務日誌

## Association Diary

## 12月

- |   |  |
|---|--|
| <p>1日 歯科医による子ども虐待対応のための説明会が北海道で開催され羽根副会長講演</p> <p>2日 第26回三重NST研究会世話人会・学術集会に大杉副会長出席<br/>第15回フォーラム8020が東京都で開催され羽根副会長出席</p> <p>3日 第1回医療管理講習会開催<br/>公益財団法人三重県体育協会創立70周年記念式典・記念講演・記念祝賀会に蛭川理事出席</p> <p>5日 常務理事会開催</p> <p>6日 津歯科医師会学校歯科医研修会に羽根副会長出席</p> <p>7日 第11回理事会開催</p> <p>10日 第3回歯科医師認知症対応力向上研修開催<br/>鳥羽志摩歯科医師会社保講習会に大杉副会長、前田常務理事出席</p> <p>12日 第2回三重県医療審議会に田所会長出席</p> | <p>14日 桑員歯科医師会災害時対策部会研修会に熊谷理事出席</p> <p>17日 厚生労働省委託事業第5回全国共通がん医科歯科連携講習会開催<br/>第7回地域包括ケア歯科医療従事者養成講座に田所会長出席<br/>三重県歯科衛生士会平成29年度災害研修会に熊谷理事出席<br/>伊勢地区歯科医師会社保講習会に大杉副会長、鳴神理事出席</p> <p>20日 東海北陸厚生局管内歯科医師会担当者連絡協議会が愛知県で開催され田所会長、大杉副会長、稲本専務理事出席</p> <p>21日 第4回郡市会長会議、郡市顧問税理士連絡協議会開催<br/>亀山歯科医師会社保講習会に大杉副会長、鳴神理事出席</p> |
|---|--|

## 1月

- |   |   |
|---|---|
| <p>9日 常務理事会開催</p> <p>11日 第12回理事会開催<br/>第3回「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」次期計画策定ワーキンググループに伊藤理事出席</p> <p>14日 松阪地区歯科医師会新年総会に田所会長、稲本専務理事出席<br/>松阪地区歯科医師会社保講習会に大杉副会長、浜瀬理事出席</p> | <p>三重県医科・歯科連携推進人材養成事業「第6回医科・歯科連携推進人材養成研修会」に田所会長、福森常務理事出席<br/>東京医科歯科大学歯学部附属病院歯科衛生士総合研修センターキックオフセミナーが東京都で開催され桑名理事出席</p> <p>18日 平成29年度学校歯科保健先進地視察研修開催<br/>桑員歯科医師会時局講演会に大杉副会長出席</p> |
|---|---|





- 桑員歯科医師会社保講習会に川瀬理事出席  
桑員歯科医師会学校歯科医研修会に伊東理事出席  
四日市歯科医師会社保講習会に稲本専務理事、前田常務理事、浜瀬理事出席
- 19日 第70回三重県公衆衛生学会に羽根副会長、伊東理事出席
- 20日 平成29年度第2回東海信越地区歯科医師会会長・専務理事連絡協議会が長野県で開催され田所会長、稲本専務理事出席  
都道府県歯科医師会医療安全担当理事連絡協議会及び平成29年度医療安全研修会が東京都で開催され早川副会長、橋本理事、桑名理事出席
- 20・21日 平成29年度日本体育協会公認スポーツメンティスト養成講習会（医科共通Ⅱ）が東京都で開催され福森常務理事、浜瀬理事出席
- 21日 第2回学術研修会、第2回学術委員会開催  
亀井利克市政報告会に田所会長出席  
医療事故調査制度研修会が東京都で開催され早川副会長、橋本理事、桑名理事出席
- 東海オーラルマネジメント研究会・世話人会が愛知県で開催され羽根副会長出席
- 23日 平成29年度第2回三重県保険者協議会に田所会長出席
- 24日 平成29年度都道府県歯科医師会地域保健・産業保健・介護保険担当理事連絡協議会が東京都で開催され福森常務理事、伊東理事、新理事、伊藤理事出席
- 25日 伊賀警察署「健康講演」に稲本専務理事、伊藤理事出席  
第3回三重県がん対策戦略プラン策定検討部会に羽根副会長出席  
三重県公衆衛生審議会第3回歯科保健推進部会に福森常務理事、伊東理事出席
- 28日 日本歯周病学会第4回中部地区臨床研修会に田所会長、大杉副会長、蛭川理事出席  
すずき英敬後援会総会懇親会に田所会長出席
- 30日 常務理事会開催
- 31日 日本歯科医師会第11回予算決算特別委員会に田所会長出席

## 会員消息 Member's News

### 本会会員数 (2月1日現在)

正会員第1種(一般)	694名
正会員第2種(勤務)	28名
正会員終身	127名
準会員第3種(法人)	8名
準会員第4種(直属)	2名
長期の疾病等の会員	2名
計	861名

### 日歯会員数 64,831名 (12月31日現在)

### 新入会員



たなか たけはる  
田中 文晴先生 (1. 1付)  
診 津市一身田221-4  
(医) たなか歯科医院  
一身田診療所  
電 話 059-272-4182  
(津)



### 診療所住居表示変更

中島順二先生（津）  
津市上浜町1丁目232-1

### FAX番号変更

志田英雄先生（松阪）  
（診）FAX 0599-93-0850

### 謹んでおくやみ申し上げます



岡田徹三先生（亀山）  
去る2月4日、お亡くなりになりました。  
享年73歳

### ※会員名簿訂正

53頁 濱野智紀先生（津）診療所  
正 059-211-0077  
誤 059-221-0077

### ※お詫びと訂正

三歯会報2017年12・2018年1月号、33・34頁、  
新入会員紹介で掲載させていただきました鳴神  
貴充先生のふりがなに誤りがございました。  
正しくは“鳴神 貴充(なるかみ たかみち)”と  
なります。ここにお詫びして訂正申し上げます。

## 新入会員プロフィール

# Rookie's Profile

たなか たけはる  
田中文晴先生（津）

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 1. 学歴               | 平成19年4月 朝日大学歯学部   |
| 高校 私立鈴鹿高等学校         | 平成20年4月 たなか歯科医院   |
| 大学 松本歯科大学（平成18年度卒業） |                   |
| 2. 卒業後の研修先・勤務先      | 3. メッセージ          |
|                     | 未熟ですが、よろしく申し上げます。 |

### 障害者歯科センター診療状況

12月

診療日	8日
診療担当者	常勤1名、非常勤6名 内訳・会員2名、大学4名
延患者数	148名

1月

診療日	8日
診療担当者	常勤1名、非常勤6名 内訳・会員2名、大学4名
延患者数	132名



## 告知板

## Information

## 第73回東海4県歯科医師親善ゴルフ大会のご案内

三重県歯科医師会ゴルフクラブ 会長 笠原浩義

早春の候、先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、恒例となっております標記大会を三好カントリー倶楽部（愛知県みよし市）におきまして、下記の要領にて開催いたします。

会場には乗用カートの東コースと徒歩の西コースがあり、今大会では両方のコースを使います。

東コースは、距離的に短いですがバンカーとグリーンがうまく配置され面白みを出しています。アンジュレーションは多少強いですが、疲労感もなく楽しくプレーできるコースとなっています。また西コースは丘陵地に造られ、幅広くゆったりした起伏が随所にあり、トップ杯東海クラシックなど大競技開催によって人気も高く、プロからビギナーまで思い切って打てる豪快さが各所にあり球趣は尽きません。

皆様お誘い合わせのうえ、奮ってご参加下さいますようお願い申し上げます。

## 記

1. 日 時 平成30年5月31日（木）午前7時51分  
東コース・西コース同時スタート
2. 会 場 三好カントリー倶楽部 東コース・西コース  
〒470-0201 愛知県みよし市黒笹町三ヶ峯1271番地  
公式HP <http://www.miyoshi-cc.jp/index.html>
3. 会 費 参加費 8,000円 パーティー代含む  
プレー代 24,520円 キャディー付き、カート使用料（東コースのみ）を含む  
\*追加分・練習場・プロショップ等のご利用は、各自でご精算下さい。  
\*参加費の事前徴収にご協力をお願いします。
4. 競技方法 18ホールスループレー ダブルペリア方式 ダブルパーカット  
ハンディキャップ上限36 同ネット年長者上位  
レギュラーティー（70歳以上：フロントティー・女性：レディースティー使用可）  
その他、JGA及びローカルルールに準拠
5. 参加資格 三重県歯科医師会会員であること
6. 申 込 先 各郡市歯科医師会 または 鏡 忠明 Fax：059-262-0257
7. 申込締切 平成30年4月12日（木）

※ご不明な点や詳細につきましては、所属の郡市歯科医師会へお問い合わせ下さい。



会員の広場

# Member's Plaza

## 第27回三重県歯科医師囲碁大会 名張市で開催

平成30年1月28日(日)、午前10時より上記大会が名張シティホテルで開催されました。当日は大寒波の影響で午後より雪もちらつく寒い一日でしたが、10名もの参加がありました。遠方の熊野市より齋藤先生が初めて名張の大会に参加され、喜んでいただけたのが何よりでした。また、大阪市より小田先生が特別参加して下さいました。今年もA・Bクラスに分かれて5回対局しました。

<成績>

Aクラス

優勝 小田 哲夫  
準優勝 黒井 満  
3位 中村 行邦  
4位 綿重 宗一  
5位 齋藤 仁見

Bクラス

優勝 浜口 幸洋  
準優勝 桃井 力生  
3位 鈴木 俊行  
4位 小林 秀行  
5位 古川 司郎

優勝すると10点のハンデが加算されるので、前年優勝の二人が5位の結果でした。

大会終了後、午後5時より懇親会が行われ、余興では桃井先生に詩吟、漢詩「富士山」石川丈山作を披露していただき、午後7時過ぎまで楽しい時間を過ごすことができました。

来年は3月17日(日)に伊勢のおかげ横丁で開催する予定です。一人でも多くの参加をお願い致します。

(伊賀・綿重宗一 記)







# 互助会の現況

# Mutual Aid Association

(29年12月1日～31日)

## 第1部（疾病共済）

入会 1名 退会 0名 累計 717名

収入累計	196,633,577円	}	繰越	196,633,577円
			入金	0円

支出 1,560,000円

残高	195,073,577円	}	定期	138,000,000円
			普通	57,073,577円
			国債	0円

療養給付：2名

死亡給付：1名

## 第2部（火災・災害共済）

入会 1名 退会 0名 累計 723名

収入累計	164,364,180円	}	繰越	164,364,180円
			入金	0円

支出 0円

残高	164,364,180円	}	定期	110,690,000円
			普通	53,674,180円

災害給付：0名

(30年1月1日～31日)

## 第1部（疾病共済）

入会 1名 退会 0名 累計 718名

収入累計	195,073,577円	}	繰越	195,073,577円
			入金	0円

支出 300,000円

残高	194,773,577円	}	定期	138,000,000円
			普通	56,773,577円
			国債	0円

療養給付：2名

死亡給付：1名

## 第2部（火災・災害共済）

入会 1名 退会 0名 累計 724名

収入累計	164,364,180円	}	繰越	164,364,180円
			入金	0円

支出 0円

残高	164,364,180円	}	定期	110,690,000円
			普通	53,674,180円

災害給付：0名

協会けんぽ三重支部の加入者・事業主の皆さまへ

**平成30年3月分（4月納付分）から協会けんぽの保険料率が改定されます**

三重支部の健康保険料率、介護保険料率（全国一律）は引き下げとなります。

※任意継続被保険者の方は、本年4月分の保険料率から改定されます。

<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>現 行</td></tr> <tr><td>給与・賞与の</td></tr> <tr><td>9.92%</td></tr> </table>	現 行	給与・賞与の	9.92%	健康保険料率 	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>平成30年3月分～</td></tr> <tr><td>給与・賞与の</td></tr> <tr><td>9.90%</td></tr> </table>	平成30年3月分～	給与・賞与の	9.90%
現 行								
給与・賞与の								
9.92%								
平成30年3月分～								
給与・賞与の								
9.90%								
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>現 行</td></tr> <tr><td>給与・賞与の</td></tr> <tr><td>1.65%</td></tr> </table>	現 行	給与・賞与の	1.65%	介護保険料率 	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>平成30年3月分～</td></tr> <tr><td>給与・賞与の</td></tr> <tr><td>1.57%</td></tr> </table>	平成30年3月分～	給与・賞与の	1.57%
現 行								
給与・賞与の								
1.65%								
平成30年3月分～								
給与・賞与の								
1.57%								

**全国健康保険協会 三重支部**  
 協会けんぽ  
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL. 059-225-3317（企画総務グループ）

受付時間／平日 8：30～17：15

〒514-1195 津市栄町4-255 津栄町三交ビル

# 国保組合の現況

平成29年10月／11月

## 保険給付状況

		29年10月		
		件数	費用額	保険者負担額
療養給付費	当月分	3,464	52,306,618	36,877,127
	累計	24,652	332,160,468	234,319,596
療養費	当月分	91		291,272
	累計	673		2,546,865
高額療養費	当月分	28		1,950,499
	累計	201		29,382,026
移送費	当月分	—		—
	累計	—		—
出産育児一時金	当月分	6		2,908,000
	累計	25		10,888,000
葬祭費	当月分	—		—
	累計	6		830,000
食事療養標準負担額減額差額	当月分	—		—
	累計	2		7,950
傷病手当金	当月分	11		449,000
	累計	113		4,816,000

		29年11月		
		件数	費用額	保険者負担額
療養給付費	当月分	3,498	51,055,764	35,973,056
	累計	28,150	383,216,232	270,292,652
療養費	当月分	96		406,539
	累計	769		2,953,404
高額療養費	当月分	30		2,487,065
	累計	231		31,869,091
移送費	当月分	—		—
	累計	—		—
出産育児一時金	当月分	3		1,260,000
	累計	28		12,148,000
葬祭費	当月分	1		150,000
	累計	7		980,000
食事療養標準負担額減額差額	当月分	1		4,650
	累計	3		12,600
傷病手当金	当月分	15		740,000
	累計	128		5,556,000

## 収支状況

		29年度29年11月累計
区分	金額	
歳入合計	994,053,388	
歳出合計	567,020,169	
収支差引残高	427,033,219	

		29年度29年12月累計
区分	金額	
歳入合計	1,083,463,444	
歳出合計	658,739,260	
収支差引残高	424,724,184	

## 被保険者異動状況

29年12月31日現在		
区分	被保険者数	前月との比較
組合員	2,730	0
家族	1,465	0
計	4,195	0

30年1月31日現在		
区分	被保険者数	前月との比較
組合員	2,711	△ 19
家族	1,461	△ 4
計	4,172	△ 23

## 編集後記

## Editor's Note

4年半前に広報情報委員になって、郡市長会議や代議員会の取材を経験してきました。継続して取材をしていると、国や県行政の健康に関する政策が、問題提起から検討会・審議会等、様々な会合での議論を経て、具体的な計画や法律等に結実し、初めて現場で活かされるようになる、という流れが見えてくるようになりました。同時に、日歯や県歯がその過程に様々な形で、粘り強く関与していることも理解できるようになりました。

近年は、糖尿病や脳血管障害、認知症等、歯と全身の健康の関係が多くメディアで取り上げられていますが、こうした知見を具体的な政策に繋げるには、科学的な根拠を示しながら一つひとつステップを踏んで、形にしていくことが不可欠です。私たちが所属する歯科医師会が、日々そのような役割を果たしていることを、会員にしっかりと伝えられるよう、工夫を重ねたいと思います。

(広報情報委員・加藤直輝 記)

## 愛知県医療信用組合は、歯科医師のための「相互扶助」の金融機関です。

昭和37年設立の「歯科医の歯科医による歯科医のための組合」です。

### ● ご 預 金 ●

- ★市中銀行より利率の高い預金  
普通預金、積立預金、定期預金
- ★将来の貯蓄にメリット大 など
- ★キャッシュカードは全国の金融機関並びに大手コンビニATMでも引き出しできます

### ● ご 融 資 ●

- ★歯科医師会入会金ローン
- ★開業資金
- ★運転資金、設備資金
- ★自動車ローン
- ★後継者の学資ローン など

詳細はホームページを  
ご参照ください。

愛知県医療信用組合

検索

<http://www.iryoushin.com/>



# 愛知県医療信用組合

〒460-0002  
名古屋市中区丸の内三丁目5番18号  
愛知県歯科医師会館6階

TEL : (052) 962-9569 FAX : (052) 951-8651

三 歯 会 報

平成30年3月10日印刷/平成30年3月15日発行  
発行所/〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目120-2 公益社団法人三重県歯科医師会  
☎059-227-6488/発行人/田所 泰/編集/広報情報委員会/印刷所/矢田印刷  
三重県歯科医師会公式ウェブサイト address <http://www.dental-mie.or.jp/>

団体定期保険(Bグループ)

# 三重県歯科医師会グループ保険のご案内

## 制度の特色

- お手頃な保険料で大きな保障を得られます。
- 病気・災害による死亡を保障します。
- 1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。(※将来のお支払いをお約束するものではありません。)
- 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。(※健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受できない場合や、保障内容を制限する場合があります。)  
(※お申込みにあたっては、「告知に関する重要事項」をご覧ください。)
- 保険期間は1年ですので、ライフスタイルに応じて保障額を見直せます。

## 保障額と月額保険料(例)

	ご本人			
	死亡保険金額(高度障害保険金額)			
保険年齢	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円
30歳男性	3,750円	3,000円	2,250円	1,500円
40歳男性	4,675円	3,740円	2,805円	1,870円
50歳男性	8,350円	6,680円	5,010円	3,340円
60歳男性	17,000円	13,600円	10,200円	6,800円

\* 年齢は平成29年9月1日時点の年齢にて計算し、6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月を超える場合は1歳増しになります。

このチラシは商品の概要を説明したものです。  
保障内容の詳細はパンフレットを必ずご覧ください。  
また、制度内容等につきましては、下記までお問い合わせください。

### ■制度に関するお問い合わせ先:

#### 三重県歯科医師協同組合

TEL 059 (227) 6488

〒514-0003 三重県津市桜橋2-120-2

### ■保険に関するお問い合わせ先:

#### 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社 三重支社

〒514-0004 三重県津市栄町3-115 損保ジャパン日本興亜津ビル2階 TEL 059(223)1401

### ●委託会社

下記の引受保険会社は、各被保険者の加入保険金額について、それぞれの引受割合(平成30年1月1日現在)に応じて保険契約上の責任を連帯することなく負います。  
なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社(70%)(事務幹事)  
第一生命保険株式会社(30%)



三重県歯科医師会の皆さまへ

# 医療従事者 (歯科衛生士・歯科技工士) 賠償責任保険のご案内

—賠償責任保険普通保険約款 医療従事者特約条項—



## この保険の特長

- ①皆さまが経営する歯科診療所に勤務される医療従事者の方(歯科衛生士・歯科技工士)全員が補償の対象となります。(一部の医療従事者のみを補償の対象とすることはできません。)
- ②過去に退職された医療従事者の方も対象となります。
- ③補償の対象となる医療従事者の方の署名・捺印などが不要です。
- ④医療従事者の方の入れ替わりの手続き(保険期間中途での通知等)が不要です。
- ⑤ご加入いただいた歯科診療所の業務を遂行することによって発生した事故のみお支払いの対象となります。
- ⑥法律上の損害賠償金のほか弁護士費用や訴訟費用を補償します。

DAIKIN

三重県歯科医師会協同組合員の皆様へ  
おかげさまで創業71周年



# 以心伝心

まごころこめて

## 快適な

# 節電計画のご提案

最新の補助金活用・税制優遇をご案内

補助金事業部では設計・申請・施工を一貫して行い、コストカットし採択率を高めます



お客様の声 (398件) ▶▶▶▶ [www.tousanreitouki.com/voice/](http://www.tousanreitouki.com/voice/)

### 7年連続 販売台数 全国1位

弊社は2016年度環境対策型エアコン販売台数  
で7年連続全国1位を継続しています。  
創業71年の実績と経験で、安心をお届けしま  
す。

※2017年6月ダイキン工業 全国特約店 第1位

### 10年保証

今年で14年目を迎えました10年保証  
そして2014年2月より、さらなる安  
心の15年保証。より長く安心して  
エアコンをご利用いただけます。



お問い合わせは AM9:00~PM6:00

ダイキン工業特店 業務用エアコンのことなら

フリーダイヤル  
**0120-130-047 東3冷凍機**  
当社HP:[www.tousanreitouki.com](http://www.tousanreitouki.com)



ZIP-FM 77.8

ZIP-FM NOW ON AIR ナレーション：加藤登紀子



SOMPO  
ホールディングス  
保険の先へ、挑む。

損保ジャパン日本興亜の三重県オリジナル自動車保険

安心・安全のお参りつき

# 『THE クルマの保険 三重』



赤目四十八滝 (写真提供:赤目四十八滝渓谷保勝会)



四日市工場夜景 (写真提供:四日市観光協会)



伊勢神宮 (写真提供:神宮司庁)



賢島 (写真提供:伊勢志摩国立公園協会)

損保ジャパン日本興亜は、三重県と「地域産業の支援等に関する包括協定」を締結し、三重県民の皆さまの安心・安全なくらしの実現に向け、協働した取り組みを行っています。

## 特長① 安心補償

地震・噴火・津波  
車両全損時一時金特約が付帯されます！

## 特長② 交通安全

安心・安全のお参りつき！ 全国初！

## 特長③ 社会貢献

三重県の災害ボランティア活動の  
支援に貢献できます！ 全国初！

【引受保険会社】



SOMPO ホールディングス | 保険の先へ、挑む。  
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

三重支店 津支社 〒514-0004 三重県津市栄町3-115  
損保ジャパン日本興亜ビル6F TEL 059-226-3011  
公式ウェブサイト <http://www.sjnk.co.jp/>

- ★本取組みは2016年12月の発売から1年間を実施期間とします。以降はこの商品の普及状況を勘案して実施の継続を検討します。また、予告なく終了することがありますので、あらかじめご了承をお願いします。
- ★「THE クルマの保険 三重」は、「個人用自動車保険」または「一般自動車保険」に「地震・噴火・津波 車両全損時一時金特約」を付帯したプランのペットネームです。
- ★「THE クルマの保険 三重」はご加入者さまの交通安全を祈願する商品ですが、「THE クルマの保険 三重」にご加入された皆さまに事故が発生しないことをお約束するものではありません。
- ★損保ジャパン日本興亜は、特定の政治や宗教団体とは無関係であり、信仰等をお勧めすることは一切ありません。

会員好評受付中!

# mint

三重インターネットサービス

ブロードバンドが未来をひろく!

mintはインターネットをトータルにサポートします。

<http://www.mint.or.jp/>

お問い合わせは

MDT 三重データ通信株式会社

TEL : 059-223-1818

E-Mail : [mint@mint.or.jp](mailto:mint@mint.or.jp)

Thinking ahead. Focused on life.



# Veraview X800

New Frontier of the X-ray

ベラビュー X800は、CT撮影に加えパノラマ/セファロ撮影を1台で可能にしたAll-in-oneタイプのX線診断装置。高解像度、ボクセルサイズ80 $\mu$ mのCT撮影を実現。CT撮影は、水平にX線を照射することで、アーチファクトの少ない画像を取得できます。

さらに、高精細な360度CT撮影モードとハイスピードで低照射線量の180度CT撮影モードを搭載し、診断目的に合わせた撮影を行うことができます。

## Debut



発売 株式会社 モリタ 大阪本社: 大阪府吹田市垂水町3-33-10 〒564-8650 T 06. 6300 2525 東京本社: 東京都台東区上野2-11-15 〒110-8513 T 03. 3634 6161  
お問い合わせ: お客様相談センター 歯科医療従事者様専用 T 0800. 222 8020 (フリーコール) 製造販売・製造 株式会社 モリタ製作所 京都市伏見区東浜南町680 〒612-8533 T 075. 611 2141  
販売名: ベラビュー X800 標準価格: 9,600,000円～(消費税別) 2016年10月21日現在 一般的名称: デジタル式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置  
機器の分類: 管理医療機器(クラスII) 特定保守管理医療機器 医療機器承認番号: 228ACB/X00008000  
詳細な製品情報につきましては、こちらを参照ください。 [http://www.dental-plaza.com/article/veraview\\_x800](http://www.dental-plaza.com/article/veraview_x800)